

(別紙)

成果の説明書

(氏名) 谷口聡	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>2013年度は、研究、教育、社会貢献において、それぞれ様々な活動を行い、一定の成果を上げたが、その中でも特に研究に関して、特に力を注いだ事項について報告したい。</p> <p>私は、法律を研究する者であり、特に民法を専門としている。特に力を入れている分野として、損害賠償法理論、成年後見制度、および、継続的契約法理などがある。2013年度は、公立大学法人高崎経済大学より、特別研究助成金の支給を受けて、「継続的契約関係」に関する研究を行った。</p> <p>わが国の民法典は、フランス法とドイツ法を母法とするヨーロッパ大陸法系統の法典に属する。現在、わが国では、法制審議会において民法典の債権法の大改正の議論の最中であるが、「継続的契約」に関する規定を改正民法に設置するかどうか、一つの論点となっている。わが国の大陸継受法たる民法典において、契約の規定に関しては、売買契約のように一時的・一回性の契約類型が強く念頭に置かれている。このことから、一つには、契約当事者の人間関係などにおいて継続関係から生じるような信頼関係を前提としない法的処理がなされることになる。契約当事者に契約解除の権利が与えられるケースが非常にドライに認められることとなる。二つ目には、契約が解消された場合、売買契約であれば、売主は代金を返還する、買主は代金を返還するというように、契約が最初から無かった状態へと巻き戻そうとすることになる。これに対して、継続的契約は、契約当事者の信頼関係が前提となるため、軽微な債務不履行（約束違反）があっただけで契約解消権を認めてしまうことは契約違反をした者にとって酷であるとも言える。また、賃貸借契約などのように、すでに受領してしまった利益（例えば、一定期間の賃貸物件における居住）の巻き戻しは事実上困難であり、したがって、契約の解消の効力は解消後の将来に向かってのみ有効であるという理論構成が妥当である。</p> <p>私は、2013年にドイツに渡航して、継続的契約に関する学説などの文献をリサーチしてきた。主にミュンヘン大学の法学部図書館を利用して文献を収集するとともに、同年、ミュンヘンに在外研究している明治大学法学部の神田英明先生の協力と助言を得て、研究内容を精査し、検討した。多くの資料および文献を収集して、これを翻訳し、これを整序して、現在、研究成果としてこれを論文にまとめる作業をしている。</p> <p>当該論稿のおおむねの内容は、次のようなものである。継続的契約理論は、ローマ法やドイツの伝統的法理論の中には存在していなかった比較的新しい法的な概念である。1900年ごろにわが国の民法の母法であるドイツ民法の草案ができていたが、その中には「継続的契約」という概念は、少なくとも体系的には、存在していなかった。1910年にパウル・エルトマンという学者が「継続的債権関係」という概念を確立した。学説および判例は、これを着々と発展させて、2002年のドイツ債務法現代化法（ドイツにおける民法の大改正）において、継続的契約解消に関する明文の規定が設置されたということが分かった。</p> <p>このような知見を活かして、わが国の民法理論の今後の発展に貢献していきたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	

2 その他の事項

同じく、研究分野における 2013 年度の成果を掲げたい。

- ① 前葉に記載のとおり、私の研究分野の重要な一角は、損害賠償法理論の研究である。2012 年度は、同年度成果報告書に記載したとおり、「被害者の素因」というテーマを重点的に検討したが、その成果を 2013 年 6 月に開催された九州法学会学術大会において個別研究報告した。「素因減額の可否と加害者と被害者の非対称性」と題した報告である。報告後の質疑応答では、九州大学法学部の七戸教授、西山教授、五十川教授にそれぞれ有意義なご議論をいただいた。
- ② 2012 年度の成果報告書に記載したとおり、私は、「法律行為研究会」という研究会に所属している。主宰は、椿寿夫大宮法科大学院大学名誉教授と伊藤進明治大学名誉教授である。2012 年度から継続して、「派遣労働契約」に関して、民法の契約理論の観点から、法的構成に関して検討を行った。この成果を 2014 年 6 月に開催される九州法学会学術大会の個別報告において発表する予定である。

(以上)